

岩手県告示第889号

平成30年11月5日付け官報第7382号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成30年農林水産省告示第2483号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成30年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 岩手郡葛巻町江刈第37地割字畑105の1、105の11、105の13、105の15、105の17

(2) 所在が不明である通知の相手方 寛和加子、西紀子

2 通知の内容を掲示した場所 葛巻町役場